

令和4年第12回大竹市教育委員会

- 1 開催日時 令和4年12月16日(金)9時30分開始
- 2 会場 大竹市役所3階大会議室
- 3 出席及び欠席委員
- | | | |
|-----|------|----|
| 教育長 | 小西啓二 | 出席 |
| 1番 | 池田良枝 | 出席 |
| 2番 | 中田美穂 | 出席 |
| 3番 | 小出哲義 | 出席 |
| 4番 | 小城和之 | 出席 |
- 4 出席職員
- | | |
|--------|------|
| 総務学事課長 | 貞盛倫子 |
| 総務学事課 | 重安千陽 |
| | 横峰路子 |
| | 錦戸宏泰 |
| | 大庭史善 |
| 生涯学習課長 | 吉村隆宏 |
| 生涯学習課 | 安藤好博 |

.....

【開会時刻 9時30分】

小西教育長 定足数に達していますので、これより令和4年第12回大竹市教育委員会会議を開会します。

はじめに、議事録署名委員を指名します。議事録署名委員は、大竹市教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、小城委員を指名します。

次に、会議の議事日程について確認します。お配りしているとおり予定していますが、日程第2で予定している議案第35号及び日程第5で予定している報告第20号は、個人的な内容が含まれる案件であるため、また、日程第4で予定している議案第37号は、静ひつな採択環境を確保した上で活発な議論を行えるようにするため、それぞれ、審議は非公開が適当ではないかと考え、発議します。その他にご意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 それでは、本件を採決します。議案第35号、議案第37号及び報告第20号の審議を「公開しない」とすることに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

小西教育長 異議なしと認めます。よって、議案第35号、議案第37号及び報告第20号の審議は「非公開」と決定しました。なお、都合上、審議の順番を変更します。日程第3を日程第2に、日程第6を日程第3に、日程第5を日程第4に、日程第4を日程第5に、日程第2を日程第6とします。

これより本日の日程に入ります。日程第1「会期の決定について」を12月16日一日限りとします。これに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定しました。

議案第36号 学校教育施設使用条例施行規則の一部改正について

小西教育長 日程第2「議案第36号 学校教育施設使用条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 提案理由ですが、学校教育施設の使用許可を受けようとする者の使用について、公益上早急な対応を必要とする場合があるため、教育施設使用申請書の提出期限にかかる規定を改正するため、本規則の一部を改正しようとするものです。

内容としては、「使用の7日前まで」としている提出期限の規定を削るとともに、字句の整理を行うものです。

最後に附則ですが、施行期日を令和5年1月1日とするものです。

小西教育長 学校教育施設使用条例施行規則の第2条第1項の「使用の7日前まで」を削るとともに、字句の修正をするものです。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

小出委員 学校教育施設とは、具体的には学校のグラウンドや体育館だと思います。「使用の7日前まで」という言葉を削るのは、利用しやすくなり非常に良いことだと思います。質問ですが、土曜日や日曜日に急な申込みがある時に、対応出来るのかどうか教えてもらいたいです。あと、この文言を削ることになった経緯を教えてください。今回は学校教育施設ということなのですが、コミュニティサロン栄町や、アゼリアおおたけなどの施設も同じような規定になっているのかあわせて教えてもらえたらと思います。

小西教育長 まず、急な申込みがあった場合に管理側として対応をどのように考えているのか、改正をすることになった経緯、社会教育施設についてはどうなのかというところをお願いします。

事務局 社会教育施設について説明します。子ども達から体育館が空いていれば利用したいと要望があり、使用申請があれば使えるようにしています。大竹会館についても同じような形にしています。各公民館については、「使用の3日前まで」という規則を残しています。この規則についても状況に応じて改正していきたいと考えています。

事務局 学校施設の使用に関して、現在でも学校行事などに支障がない範囲で可能な限り対応しています。改正の経緯については、提案理由で公益上早急に対応する必要があることとしています。以前、公の行事で使用許可をする際に「7日前まで」という規定があり、柔軟に対応できなかったことが今回改正しようとする経緯です。

池田委員 学校施設の貸出しであるため急な対応はできる限りするということでしたが、学校の行事が入っていたり、それ以外で必要な場面がある場合、教育委員会への申請で学校との連携がうまくいくのでしょうか。せめて3日前までであれば対応出来ると思うのですが、前日となると学校へ連絡を取ることが可能かどうか心配

です。

事務局 当然のことですが、申し出があった場合には学校行事を優先します。学校から提出された月の行事表を見て貸出しが可能かどうか判断するのですが、もし空いていたとしても学校に今一度予定を確認して、改めて判断するように考えています。このように学校との連携が必要であるため、前日など直前の申し出には対応出来ない場合があります。

池田委員 そういった対応にすると、手続きが煩雑なるのではないかと思います。現状の7日前というのも長いとは思いますが、公民館は「3日前まで」という規定が残っているとありました。そうすれば、教育委員会も学校も余裕を持って対応ができて市民の皆様にも迷惑がかからないと思います。直前になると学校もバタバタすることもあり、施設自体は空いているのに使用許可がおりなかったというクレームが出てくることもあるのではないのでしょうか。いつでも申請できるという事は良いことではあると思うのですが、そのために不信感につながる可能性もあるため「3日前まで」という形で文言をつけておく方が良いのではないかと思います。どうでしょうか。

事務局 手続きが煩雑になるのではないかとということですが、申請の件数自体が多くないことと、本条例の中で、「学校教育に支障を及ぼさない範囲において」使用許可をすることが大前提になっています。学校行事に支障がなく、使用したい人も使用しやすいようにということで考えた改正です。しっかりと配慮して対応していきたいと考えています。

小西教育長 条例の中に「学校教育に支障を及ぼさない範囲において」という規定があるので、配慮しながら仕組づくりを進めていく必要があると思っています。

他に質疑はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

協議・報告事項 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施について

小西教育長 日程第3「協議・報告事項 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和4年度卒業式及び令和5年度入学式の実施の在り方について報告します。卒業式・入学式ともに、12月7日付けで校長宛に通知しています。

まず、卒業式についてです。令和4年度の卒業式は、中学校が3月8日水曜日、小学校が3月17日金曜日に予定しています。

卒業式の在り方につきましては、おおむね昨年度の内容と同様です。新型コロナウイルスの感染対策が徐々に緩和の方向に進みつつありますが、広島県の感染者が増加傾向にあり、感染状況がレベル2で継続されていることから判断し、

実施方式や感染防止の措置等については、大きく変更はしていません。

昨年度から変更した点は、出席者に係る2点です。

1点目は来賓についてです。昨年度は、教育委員会の告辞と、学校の祝辞を述べる方の2名、市長が加わる場合は3名としていましたが、今年度は、学校関係の来賓については数の制限を設けずに、各学校の状況に応じての判断としました。

2点目は在校生の参加についてです。昨年度は、原則、在校生代表のみの参加としていましたが、学校の実態に応じて参加学年を考慮して決めることとしました。これは、在校生が参加し、卒業生の姿を見ることで来年度への心構えをもてることなど、教育的効果の大きさを考慮したものです。ただし、参加に際しては、在校生が参加することの教育的意義について、保護者へ説明し理解をいただくようにしています。

なお、来賓、在校生の参加人数は、十分な換気のもと、出席者の前後左右の間隔を1メートル以上空けることを前提として考慮するようにしています。

また、教育委員につきましては、来賓として教育委員会告辞をお願いします。5分以内でお話いただけるように準備します。

その他では、延期や中止の判断と、万が一に備えて出席者名簿を作成することを示しています。昨年度は、「卒業式当日に、複数の卒業生が濃厚接触者となった場合などには、卒業式の延期又は中止を検討する」という項目を入れていましたが、濃厚接触者を考慮して中止等を判断することが難しいことから、今年度は削除しています。

続いて、令和5年度の入学式の実施についてです。入学式は、令和5年4月7日金曜日に、大竹市の全ての小・中学校で予定しています。

卒業式と同様に、来賓と在校生の参加の在り方について変更しています。あとは、昨年度から大きく変更はしていません。

なお、卒業式・入学式ともに、今後の新型コロナウイルスの感染状況によっては、実施方法の変更をする可能性があることをお知りおきください。

小西教育長 卒業式と入学式についてです。新型コロナウイルスの感染状況についても若干落ち着きを見せていますので、来賓についてどうするか、各学校で考えていくということになります。また、教育委員の皆さんには、どちらの学校で参加するか協議をしていきたいと思えます。学校の希望もあると思えますので、事前に教えていただければ調整をしたいと思っています。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

池田委員 来賓の出席について、各学校の状況に応じてというのは具体的にどのような状況が考えられるのでしょうか。

事務局 昨年度は、基本的には教育委員とPTA会長の2人、市長が来られる場合は3名と人数を教育委員会が指定していましたが、運動会等も含めて、地域の皆様に子ども達の成長の様子を見てほしいと学校長の要望もあったため、感染状況に応じてとしています。どこまで来賓の範囲を広げて行くかというところは、距離が取れるかという問題もありますので、学校の状況に応じて決めていくと

いうことで通知をしています。

池田委員　　すごく判断が難しいと思うのですが、学校差があるということは後から問題が起こるのではないかなと心配します。ある学校は地域の来賓を呼んだが、同じ日に行うのに別の学校は呼ばないということも起こりうるのではないかと思います。感染状況によってということなら説明がつくと思うのですが、学校長の判断でということになると難しいと思います。その辺りはどのように考えているのでしょうか。

中田委員　　確かに池田委員が言われたように、学校によって地域の方をどのぐらい呼ぶのかばらつきがあるのはあまりよろしくないかなと思います。それぞれの学校の判断にはよるのですが、ある程度のすりあわせが学校間で必要だと思います。

小西教育長　　当然コロナ感染の状況が1番になってくるので、それを基にしながら判断していくこととなります。学校間の調整というところは、連携はしっかりとっていくように指導していきたいと思います。ただ、以前のような形にはなかなかならないとも思います。卒業生は地域の方にいろいろとお世話になったり、ご支援いただいたりしているので、そういったことも加味しながら学校間で連携を図りながら考えていきたいと思います。

小出委員　　子ども達がつらいコロナ時代を過ごしているので、卒業式や入学式は人生の中の大きな節目として、工夫してでも絶対に実施しないといけないものだと思います。最悪な状況の中でもオンラインであっても開催するべきであり、中止するべきではありません。中止するという言葉はあまり良くないのではないかなと思います。中止してはいけないし工夫してでも実施しないといけないと思いますがいかがでしょうか。

事務局　　貴重なご意見ありがとうございます。万が一というところで、中止という言葉を入れておりますが、今の状況であれば工夫をしながら必ず実施をするという事で学校とも確認をしていこうと思いますので、中止ということにはならないように工夫して実施をしていきたいと思います。

小出委員　　学校に対する文書の中で、中止という言葉はふさわしくないのではないかなと思うのですが、実施をするのであれば工夫をしながら実施をするということで良いのではないのでしょうか。

小城委員　　来賓の方としてPTA会長や民生委員の方など呼ばれると思いますが、地域の見守りボランティアの方には、学校の方から今回は控えてくださいなどの連絡をするのでしょうか。コロナが流行ってきて行事に参加しなくても良いのではないかと感じてしまうことが、いろいろな場面で危惧されているところです。もし呼ばないのであれば、地域の皆さんにこれからも宜しく願いますというような文書を出すなどのアクションがあっても良いのではないかなと思います。そういったことも学校とも協議していただけたらなと思います。

中田委員　　実際に去年中学校の卒業式に参加したときは、在校生はいませんでした。当日出席できなかった卒業生は、オンラインでつないで参加という形にしていました。卒業式に出られなかった子どもは、後から個別で卒業証書を保護者と一緒に渡し、できる限り周りの友達も同席して実施をするといった対応でした。引き続

きそういった対応をするという事で私は良いと思っています。

小西教育長 実際のところ、最悪を想定した際には延期や中止はあると思います。ただ中止ではなく、必ず卒業式という形で実施をしていくというスタンスはとって参ります。卒業式に参加できなかった卒業生については、どうにか卒業証書を手渡す方策を考えて参ります。これまでも実際に取り組んでおります。そういった方向で考えていけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

池田委員 中止という文言が一部どうなのかというところですが、中止という意味が、全員で集まることが出来ないという意味だと思っているので、文言がこのままで良いのか、変える方が良いのかということについては、そういった解釈を全体で共有しておけばいいのではないかなと思います。

小出委員 このままこの文書を受け取った後に、先生達が子ども達にどういった伝え方をするのか分からないのですが、「状況が悪くなった場合には自分たちの卒業式、入学式は無い可能性があるかもしれないよ」という事ではなくて、何らかの形として卒業式、入学式は実施するよと伝えられるように共有をしてもらえたらと思います。

事務局 こちらの文書はすでに通知しています。学校行事をできるだけ工夫をしながら通常の形に戻すことができるように、どの学校の校長も教職員も教育委員会も思っていますので、ご心配いただいたような形にはならないようにしていきたいと思います。そこに中止という言葉を入れてしまい、ご心配をお掛けしてしまいました。校長会が来週開催されますので、校長の方にしっかりと確認したいと思います。

小西教育長 事務局が申したように、そういった形で学校側には伝えていきたいと思えます。ただし、最悪の場合があるということをご承知いただきたいと思えます。

小西教育長 他に質疑や意見はありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 ないようですので協議を終わります。

続いての、日程第4から日程第6までの3件の審議については、会議の冒頭で、「公開しない」と決定しました。よって、これより非公開とします。

なお、日程第5議案第37号の審議の内容については、他の案件と同様に議事録を調製した後に公開することとしますが、日程第4報告第20号及び日程第6議案第35号の2件については、個人的な内容が含まれる案件であるため、議事録のうち本2件の審議の内容の部分については非公開とします。

～報告第20号の審議についての議事録は非公開～

報告第20号 大竹市就学指導委員会で審議した児童生徒の就学について

小西教育長 本件は原案のとおり承認されました。

議案第37号 令和5年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について

小西教育長 日程第5「議案第37号 令和5年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について」を議題とします。事務局から説明を求めます。

事務局 令和5年度大竹市使用特別支援学級用教科用図書の採択について報告します。

令和4年第8回定例会において、令和5年度使用教科用図書を採択していただきましたが、11月に開催した、就学指導委員会において審議された者に適した教科用図書がなかったため、新たに採択する必要が生じたので採択をするものです。

市で使用する教科用図書は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条において、文部科学省から送付される目録に搭載された教科用図書のうちから、種目ごとに1種の教科用図書について採択する旨定められています。

しかし、特例として、特別支援学級で使用する教科用図書については、学校教育法附則第9条により、当該児童生徒の教育課程において、検定済教科書や著作教科書を使用することが適当でない場合、ほかに適切な教科用図書を使用することができるかとされています。

そこで、第5回定例会において承認していただいた「令和5年度に大竹市立小中学校で使用する教科用図書のうち、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書の採択基本方針」に基づき、学校の中で特別支援学級に在籍する児童生徒の教科書を選定し、第8回定例会において、特別支援学級で使用する教科用図書を採択していただきました。

しかしその後、第2回就学指導委員会においての審議結果を受け、学校において実態に合う適切な教科用図書を選定したところ、小学校「国語」「算数」「生活」「保健」「道徳」、中学校「社会」については、採択している教科用図書の中に適したものはありませんでした。

よって、教科用図書の採択は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項により、基本は前年度の8月31日までに済ませるべきではありますが、今回は同条第2項「9月1日以降に新たに教科用図書を採択する必要が生じた場合」に該当し、提出しました。

では、選定理由について、該当者が特定されないように説明します。

まず、小学校ですが、国語については、児童が関心、意欲をもって取り組み、発達段階に合わせて学べる、星本の☆1つのものと、挿絵が多いため興味を持ちやすく、児童が意欲的に学習に取り組めるように、「ゆっくり学ぶこのための「こくご」2（改訂版）（かたかな・かん字の読み書き）」を採択したいと思います。

算数については、身近にあるものを題材としており、児童が関心を持って取り組み、発達段階に合わせて学べるため、星本の☆1つのものを採択したいと思います。

生活については、四季や季節の行事への興味や関心をより高められるように、「こどもきせつのぎょうじ絵じてん第2版」と、身の回りの植物や虫が細部まで表現されており、興味をもって学習に取り組める、「絵本図鑑シリーズ12のはらのずかんー野の花と虫たちー」を、採択したいと思います。

保健については、体の仕組みについて、遊びや実験など、体験しながら学習できるため、「改訂新版体験を広げるこどものずかん9からだとけんこう」を採択

したいと思います。

道徳については、相手や場面にふさわしい言葉を身につけることができるため、「講談社の年齢で選ぶ知育絵本4・5・6さいのきもちをつたえることばのえほん」を、また、短い話を読み聞かせることにより、関心、意欲を持って学習することができるように、「考える力を伸ばす！心を育てる！読み聞かせ366話」を、採択したいと思います。

次に、中学校の社会ですが、「考える力がつくこども地図帳＜世界＞」は、イラストや写真を使って分かりやすくまとめられており、興味を持って楽しく学習できるため、採択したいと思います。

小西教育長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員一同 なし。

小西教育長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。本件を採決します。本件は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

～議案35号の審議についての議事録は非公開～

議案第35号 大竹市教育委員の辞職について

小西教育長 本件は原案のとおり可決されました。

小西教育長 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

なお、本日の会議の議事録を作成するにあたり、各議題の審議内容について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を会議の議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

委員一同 なし。

小西教育長 異議なしと認めます。よって、字句、数字、その他の整理は、議長である教育長で行います。

これにて、令和4年第12回大竹市教育委員会会議を閉会します。

【閉会時刻 10時38分】

.....